

Ⅲ 地域

私たちは子どもの笑い声があふれる地域をつくりたい

～子どもがつなぐ新しい地域力～

1 子どもを地域の宝としてみんなで育てたい

いつの時代でも、子どもの存在は人々の心に安らぎや喜びをもたらします。少子高齢化が進む現代において、「社会の希望・未来の象徴」として、子どもはかけがえのない貴重な存在となっています。

世代を越えて、いろいろな人たちが相互に関わり合いながら、子どもを地域の宝としてみんなで育てていく社会を目指します。

(1) 互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくり

(基本的な考え方)

子どもは、人と人とを結びつける力を持っており、まわりに元気を与えてくれる力を持っています。子どもがもっているその力、つまり「子ども力」で世代間をつなぐという発想のもと「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指します。

① 互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくり

【現状と課題】

子どもを取り巻く社会環境は一段と厳しいものとなっています。

少子化や核家族化が進展したことにより、親から子へと受け継がれてきた子育ての知恵や家族内の支え合い「家族力」が低下しています。

また、プライバシーを重視する傾向等もあり、かつてあった地域の支え合い・助け合いがなくなりつつあるなど「地域力」が低下しています。

それぞれの地域において、住民が主体となって子どもや子育ての問題に向き合うことで、希薄になった地域社会の人と人のつながりを再構築していくことが必要となっています。

(目標の設定)

| 目標項目 | 現状(基準年) | 目標(H26年) |
|--------------|------------------|----------|
| 地域福祉フォーラム設置数 | 188か所 (H21年度) | 600か所 |

【施策の方向と具体策】

1 市町村等が行う地域福祉推進の取組を支援します。

①県内市町村の地域性を踏まえ、小域福祉活動や地域の実情に応じた取組を支援します。

2 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材育成を支援します。

①地域の福祉活動の要となる人材の育成支援や確保対策を進めます。

3 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤を強化します。

①地域活動の拠点の確保や自主財源の確保等の活動基盤の強化に対する施策検討や取組みを支援します。

②地域の社会資源を利用し地域福祉活動との協力体制を構築するとともに、その活用を進めます。

4 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化を図ります。

①相談支援体制の充実を図るとともに、支援機関の相互連携を促進します。

5 多様な主体による地域のネットワークを構築します。

①地域における様々な分野の担い手が参画し、地域福祉活動を担うための連携の場づくりを支援します。

②地域のネットワークをつなぐ専門性を持ったコーディネーターを育成します。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|----------------|---|
| 地域福祉フォーラムの設置促進 | <p>地域において、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役として、活力をもって、それぞれの役割を担っていくためには、従来の地域の枠組みを超えて、地域のできるだけ多くの人たちが参加して地域の福祉力(ちから)を高めることが重要である。</p> <p>そこで、当事者、自治会・町内会、子ども会、地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、NPO法人、ボランティア団体(ボランティア連絡協議会)、社会福祉法人、老人クラブ、保健医療福祉分野の従事者、里親、医療機関、農協、生協、郵便局、商店街、学校、株式会社等、様々な地域福祉の担い手が「新たな地域福祉像」に沿って力を合わせて協働して、従来の枠組みを超えた地域のできるだけ多くの人たちが参加して地域福祉を推進する組織(「地域福祉フォーラム」)の設置を支援するとともに、千葉県地域福祉フォーラム事務局の活動に対して支援する。</p> <p>また、地域福祉フォーラム等における地域住民等様々な団体の活動を活発化していくには、活動・交流の拠点の基盤づくりが重要である。</p> <p>そこで、県と市町村は連携して、関係機関への働きかけ等地域の既存資源の活用施策を進め、地域の活動拠点の確保ができるよう環境整備の支援を行う。(健康福祉指導課)</p> |
| ボランティアの振興 | <p>ボランティアリーダー等の養成、ボランティアグループ等の組織化への支援、児童・生徒の福祉活動体験、高齢者のボランティアに対する支援などを推進する。</p> <p>また、いつでも誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備を構築し、地域に眠るボランティアニーズを掘り起こし、ボランティアと結びつけることで、地域福祉を推進していくこととする。(健康福祉指導課)</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 福祉人材の確保対策の推進 | <p>福祉・介護人材の確保・定着を図るため、千葉県福祉人材確保・定着対策本部でとりまとめた「介護の職場の魅力を伝えることによる社会的評価の向上」、「福祉の心を育む福祉教育の推進等による若者等新規参入者の拡大」等の対策の柱に基づく事業を実施する。</p> <p>また、効果的な事業実施には、地域の市町村、施設、教育機関等の連携・協働が必要であることから、県内を12地域に分け、地域ごとに「福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置し、地域の実情に合った手法等を検討し、実施する。 (健康福祉指導課)</p> |
| 制度外サービスの普及 | <p>NPO法人をはじめとする市民活動を行う団体等が、手助けを必要とするその人に合わせて国・県・市町村の公的サービス以外の在宅福祉サービスを提供して支援を行ういわゆる制度外サービスを提供する事業所を全県下に増やしていくために、事業者養成講座や説明会等を県内各地で実施し、事業の立ち上げ等に際して支援する。 (健康福祉指導課)</p> |
| 新しい地域社会づくりの推進 | <p>お互いに支え合いながら地域で住み続けられる地域社会を実現するため、住民参加型の地域社会づくりのモデル事業として、習志野市に拠点施設がオープンした。このモデル事業の成果を活かすため、学術的な研究を進め、新しい地域社会づくりの手法の普及・啓発に取り組む。</p> <p>また、地域福祉の恒久的な活動を支えるため、拠点・財源確保に関する方策の調査・研究を行ったうえで、具体的な施策等について検討を進める。 (健康福祉政策課)</p> |
| 中核地域生活支援センター等の整備 | <p>平成16年10月から実施している「中核地域生活支援センター事業」は、対象者横断的、24時間・365日体制の福祉の総合相談事業である。</p> <p>この間、相談件数も増加傾向にあり、住民ニーズも高いことから、引き続き本事業を実施するとともに、さらに住民がセンター機能を利用しやすくするために、センターの機能強化を行う。</p> <p>具体的には、基本福祉圏域である市町村へのセンター機能の普及や現センターの広域化・専門化の検討を進める。 (健康福祉指導課)</p> |
| 地域住民の福祉活動に対する支援 | <p>地域ぐるみ福祉振興基金を活用し、地域社会における活動の中心的担い手であるボランティア団体、NPO法人等の広範な市民活動等を支援する。</p> <p>また、地域づくりを推進するため、市民活動への支援を行うとともに、基本・小域福祉圏における地域福祉フォーラムの立ち上げ支援を行う。 (健康福祉指導課)</p> |
| コミュニティソーシャルワーカーの育成 | <p>地域社会づくりを促進するため、生活支援、権利擁護の活動などを総合的にコーディネートする人材の育成・資質の向上を図る「専門研修」、市町村社会福祉協議会地区役員、民生委員・児童委員、地域福祉フォーラム参加者、NPO職員等住民活動を実践する地域のリーダーを育成する「基礎研修」、及び研修修了後の実践事例を基に課題解決の検証や情報共有を行い、専門職としての更なる知識・技術の修得を図る「フォローアップ研修」を実施し、地域において活躍する者の育成・スキルアップを図る。 (健康福祉指導課)</p> |

(2) 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の充実

(基本的な考え方)

少子化や核家族化が進む中で、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の子育て機能を支える仕組みを構築していくために、地域の力を活用した施策を推進します。

① 地域力を活かした子育て支援

【現状と課題】

核家族化や近所との関わりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えています。

子育て中の母親を孤立させることなく地域全体で支えていくことが大切であり、高齢者を含めた地域の住民やNPO法人などの民間団体の力を積極的に活用し、また、地域内の施設等を利用しながら、地域での子育てを支援する体制を確立することが課題となっています。

【施策の方向と具体策】

1 地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。

- ①子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わりあい、支えあい、安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する意識づくりを推進します。
- ②父親を交えた子育ての交流を図るため、親子での農業体験、自然・里山活動の体験など地域の力を活用した事業を実施します。
- ③幼児期から地域の多様な人との関わり合いを持ちながら子どもも大人も互いにコミュニケーションの仕方を身に付け、それを通じて子どもは地域の宝であることの意識を高めます。

2 地域や行政など、様々な人が関わるネットワークづくりを推進します。

- ①親子のたまり場づくりをはじめ、市民の自主的かつ多様な子育て支援活動に対し、活動の場の提供、あっせん、人材の発掘ネットワーク化など積極的に支援します。
- ②有償・無償を問わず、世代・性別、障害の有無・国籍の違いを越えて、地域の人材の参加・参画の場を創出するとともに、子育てボランティア、子育てNPO法人づくりなど、民間の地域力を掘り起こし、連携を進め、活用を図ります。
- ③保育所・幼稚園・学校や地域の広場などを活用して、親同士の交流を図り、交友関係がつけられるように応援します。
- ④地域の伝統的な祭りや行事、あるいは新しい催し物など、子どもたちが地域コミュニティへ参加する場を用意し、子どもたちも地域の一員として、役割や責任が果たせるように支援します。
- ⑤自治会、社会福祉協議会、老人クラブなど、子どもたちが集う広場の運営主体を担う

潜在能力のある民間団体に対して、運営に関する講座や研修会を開催するとともに、先駆的モデルの情報を提供します。

3 子育てに関する情報提供の充実を図ります。

- ①子育て相談の窓口の連携強化を図り、様々な問題に対して適時適切に相談できる体制を整備します。
- ②子育て情報を整理、ネットワーク化し、福祉や教育の関係機関、その他民間サービス事業者、NPO法人、子育てサークル等との連携を推進します。
- ③外国籍の親に対する情報提供等を充実します。

4 市町村が設置する地域の子育て支援拠点等を拠点として、地域の交流の場づくりを推進します。

- ①市町村が設置する地域子育て支援拠点の質の確保と普及を図るとともに、国から示された新しい制度の枠組のもと、県としての支援のあり方を検討していきます。
- ②保育所、幼稚園、学校などを活用して、子どもや親同士が顔なじみとなる機会を設けます。
- ③公園や集会所などの公共的な施設を利用し、親子が気軽に行って遊べる環境を整備します。

5 教育機関等と連携し、地域の施設を活用して、地域の人々が気軽集える場所の設置を促進します。

- ①市町村・地域住民と連携・協働し、子どもたちの安心・安全な活動拠点づくりを推進します。
- ②子育て支援をはじめ、様々な市民の自主的活動に県立学校施設の開放を推進します。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|---------------------------|---|
| 男女共同参画地域推進員事業(再掲) | 本県の男女共同参画をより効果的に推進するためには、地域の特性を踏まえた男女共同参画の取組みを促進することが重要である。そこで、県や市町村と地域のパイプ役となる、「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。(男女共同参画課) |
| 男女共同参画社会づくりネットワーク会議の開催 | 男女共同参画社会の実現のため、子育てをはじめとする地域の課題解決に向けて活動する団体等が、情報交換・交流を行うネットワーク会議を開催する。(男女共同参画課) |
| ちば県民共生センターにおける各種講座の開催(再掲) | ちば県民共生センターにおいて、県民を対象に、男女共同参画の意識啓発や理解促進を図るため、基礎講座や様々な課題を男女共同参画の視点で捉えた講座を開催する。(男女共同参画課) |

| | |
|-------------------------------|--|
| 主任児童委員研修事業（再掲） | 地域において児童福祉の中核的役割を担うことが期待されている主任児童委員に対し、研修を実施することにより主任児童委員の資質向上を図る。 (児童家庭課) |
| 子育て支援活動推進事業（再掲） | 保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び、地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し援助する事業を行い、幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課) |
| 児童厚生施設等整備事業の推進（再掲） | (児童館・児童センター) 都市化、核家族化の進展等による児童を取り巻く環境変化、さらに子どもの数の減少、遊び場の不足、交通事故の増加等、家族や地域における児童健全上憂慮すべき事態が生じている。これらの問題に対処するため、児童の健全育成の拠点となる児童館を配備し、健全な遊びを通じて児童の集団及び個別的指導を行う。 (児童家庭課) |
| 県民参加のみどりづくりの推進 | 森林・みどりに対する県民の理解と関心を深めるため、緑化の普及・啓発やみどりづくりへの参加を呼びかけ、次代を担う子どもたちの「緑の少年団」を育成強化し、地域に根ざしたみどりづくり運動を進める。 (森林課) |
| 公園管理作業へのボランティア参加 | 県立都市公園の維持管理作業へのボランティア参加者を募集し、花壇づくり、樹木の剪定、清掃等の作業に参加してもらう。 (公園緑地課) |
| 親力アップいきいき子育て広場（再掲） | 子どもの発達段階に応じた生活習慣、食育等も含めた家庭教育に関するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」を随時更新するとともに、コンテンツの開発を進め内容の充実を図る。また、家庭での悩みなどをメール相談で対応する。 (教育庁生涯学習課) |
| 学校から発信する家庭教育支援プログラム普及啓発事業（再掲） | 子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、すべての家庭の家庭教育力の向上を図るため、「学校から発信する家庭教育支援プログラム」を全県の公立保育所・幼稚園・小学校・中学校に配布する。配布したプログラムを普及・啓発するため、市町村教育委員会、教員を対象とした研修会を行う。 (教育庁生涯学習課) |
| 企業と連携して取り組む家庭教育支援啓発事業（再掲） | 県内の企業の協力を得て家庭教育支援資料の社内掲示及び社内研修の場を活用した子育て支援講座の取組を通し、家庭教育の啓発を図る。 (教育庁生涯学習課) |
| 週末ふれあい推進事業の実施（再掲） | 県立青少年教育施設の立地条件・機能を生かし、高齢者、親子とのふれあい体験のできる事業を展開するとともに、子ども会等の地域の指導者養成を合わせて行う。 (教育庁生涯学習課) |
| 放課後子ども教室推進事業（再掲） | 小学校の空き教室などを活用して、安全で安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域住民の参加を得て、子どもを対象に、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進する。 (教育庁生涯学習課) |

| | |
|--|--|
| <p>「学校を核とした 県内 1000 か所ミニ 集会」の実施 (再掲)</p> | <p>県内の公立小・中・高・特別支援学校を単位に、学校、家庭、地域が連携した教育環境づくりを目指し、教職員、地域住民が自由に参加し、教育に関する様々な課題について本音で意見交換を行う。 (教育庁生涯学習課)</p> |
| <p>通学合宿への支援 (再掲)</p> | <p>通学合宿は、子どもたちが地域の公民館等に2泊から6泊程度宿泊し、親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通うものである。自立心、社会性、自主性、協調性を伸ばすとともに、地域の人が活動に関わることにより、地域で子どもを育てる意識を高める効果があることから、県内各地で広く実施されるよう支援する。 (教育庁生涯学習課)</p> |
| <p>県立学校の開放の 推進 (再掲)</p> | <p>県民の生涯学習・生涯スポーツの機会を提供するため、県立学校施設の開放や県立学校開放講座を行い、学習・スポーツの機会の拡充を図るとともに、県立学校における開かれた学校づくりを進める。 (教育庁生涯学習課・教育庁体育課)</p> |
| <p>地域の交流の場づ くりの促進</p> | <p>県内の保育所 (認可外保育施設を除く)、放課後児童クラブ及び子育てサークル等で親子文庫を創設し、図書の貸し出しを実施することで、地域の交流の場づくりを促進する。 (児童家庭課)</p> |

② 企業参画による子育て支援

【現状と課題】

国立社会保障・人口問題研究所の「第13回出生動向基本調査」によると、夫婦が理想の子ども数を持たない理由として、約66%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答しており、子育て家庭にとって経済的負担が大きいことが伺えます。

また、「自分の仕事に差し支えるから」や「夫の家事・育児への協力が得られないから」という回答も上位を占めており、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現を図ることの困難さが伺えます。

子育て家庭にとって大きな負担となっている経済的負担の軽減と「ワーク・ライフ・バランス」の実現をともに推進するためには、企業との協働による子育て支援策の充実が不可欠です。また、企業との連携により、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図っていくことが重要です。

（関連データ）

| 夫婦が理想の子ども数を持たない理由（複数回答） | 割合 |
|--------------------------|-------|
| 子育てや教育にお金がかかりすぎるから | 65.9% |
| 高年齢で生むのはいやだから | 38.0% |
| 育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから | 21.6% |
| 自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから | 17.5% |
| 健康上の理由から | 16.9% |
| 欲しいけれどもできないから | 16.3% |
| 家が狭いから | 15.0% |
| 夫の家事・育児への協力が得られないから | 13.8% |
| 子どもがのびのび育つ社会環境ではないから | 13.6% |
| 一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから | 8.5% |
| 夫が望まないから | 8.3% |
| 自分や夫婦の生活を大切にしたいから | 8.1% |

国立社会保障・人口問題研究所：「第13回出生動向基本調査」

【施策の方向と具体策】

1 企業参画型の子育て支援事業の実施に向けて検討します。

- ①子育て家庭への企業の優待サービスの提供により、子育て家庭の経済的負担の軽減と、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、事業の実施に向けた検討を行います。
- ②対象者の要件や優待サービスの内容については、他県の状況等を踏まえ、効果的な方法を検討します。

| | |
|------------------|--|
| 企業参画型の子育て支援施策の検討 | 社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るため、企業との協働による企業参画型の子育て支援施策の実施に向けた検討を行う。（児童家庭課） |
|------------------|--|

(3) 多様化したニーズに対応する子育て支援サービス

(基本的な考え方)

安心して子どもを生み育てる社会の実現のためには、仕事と子育てが両立可能な環境の整備が不可欠です。多様なニーズに対応する子育て支援サービスの充実を目指します。

① 多様な子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

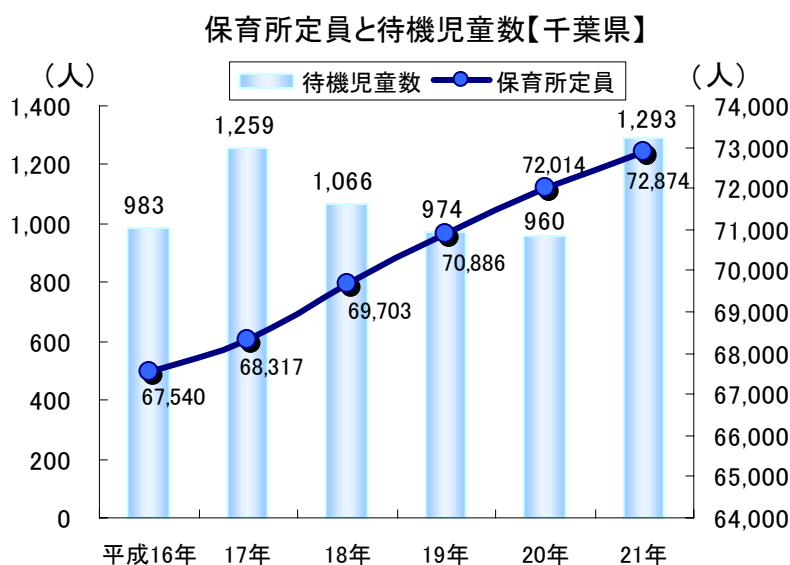
核家族化の進展、女性の社会進出や保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育サービスへの需要が増加し、都市部においては保育所への入所の待機児童が数多く存在するほか、就労の実態にあわせた保育サービスに対する要望も多様化しています。

幼稚園においても、パート等の就労の増加や家族の病気、通院、学校行事等の理由により正規の保育時間を延長する預かり保育の要望が増えています。

そこで、待機児童を解消するため、市町村と連携して保育所の整備を行うとともに、家庭的保育事業の普及が必要となります。

また、在宅育児家庭への支援を充実するため、一時預かりや特定保育、幼稚園の預かり保育など、保育所と幼稚園のそれぞれの特徴を生かしつつ、共働き家庭、在宅育児家庭、ひとり親家庭など、家庭単位の援助ニーズに対応した多様な子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

(関連データ)



厚生労働省：保育所入所待機児童数調査

(目標の設定)

| 目標項目 | 現状(基準年) | 目標(H26年) |
|-----------------------------------|----------------------|----------------------|
| 希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合 | 65.4% (H21年度) | 80.0% |
| 保育所定員数 | 52,016人 (H21.4.1) | 55,360人 (H27.4.1) |
| 待機児童50人以上の市町村数 | 4市町村 (H21.4.1) | 0市町村 (H27.4.1) |
| 延長(11時間を超える)保育実施か所数 | 393か所 (21年度見込み) | 434か所 |
| 一時預かり事業実施か所数 | 174か所 (21年度見込み) | 225か所 |
| 特定保育事業実施か所数 | 69か所 (21年度見込み) | 94か所 |
| 休日保育事業実施か所数 | 20か所 (21年度見込み) | 30か所 |
| 病児・病後児保育事業実施か所数 | 51か所 (21年度見込み) | 66か所 |
| 家庭的保育事業実施市町村数 | 2市町村 (21年度見込み) | 22市町村 |
| ファミリーサポートセンター設置市町村数 | 19市町村 (21年度見込み) | 24市町村 |

【施策の方向と具体策】

1 保育所における待機児童の解消を図るとともに、ライフスタイルの多様化に応じた多様な保育サービスの展開を図ります。

- ①待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。
- ②保護者の急用や、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育者や地域子育て支援拠点等で預かる一時預かり事業を推進します。
- ③保護者の就労形態の多様化に対応した柔軟な保育サービスを提供するため、一定程度保育が出来ないと認められる児童を預かる特定保育事業を推進します。
- ④保護者の勤務形態の都合により、日曜、祝日や夜間に家庭で保育できない場合に保育所で預かる休日・夜間保育事業を推進します。
- ⑤子どもが病気又は病後の際に就労により、自宅での保育が困難な場合に病院・保育所等において、一時的に預かる病児・病後児保育事業を推進します。
- ⑥駅の近くに保育サービスを提供する施設や送迎保育施設の設置を推進します。

- ⑦保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う家庭的保育事業（保育ママ）を推進します。
- ⑧子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、保育所までの送迎や時間外の預かり、保護者の病気等のときに助け合う会員組織のファミリー・サポート・センターを推進します。
- ⑨障害児保育や多様なニーズに対応するため、国の基準を超える保育士の配置を支援します。
- ⑩保育士が出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、代替職員を臨時的に任用する経費を助成し、多様な保育サービスが維持できるよう支援します。

2 幼稚園における預かり保育や育児相談、地域の親子等が集う交流の場を提供するなど、子育て支援の充実を図ります。

- ①保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。
- ②幼稚園が地域における子育て支援の拠点となるよう、幼稚園への助成の充実を図ります。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|--|--|
| 子育て安心応援事業 | 平成 20 年度に国の交付金により造成した安心こども基金を活用し、市町村の行う保育所の施設整備や子育て支援のための拠点整備費等に対し助成する。 (児童家庭課) |
| 保育所整備促進事業 | 待機児童の早期解消を図るため、保育所の施設整備費について、国の補助金に県が独自に加算措置を行い、緊急的に保育所の整備を促進する。 (児童家庭課) |
| 通常保育事業の促進 | 児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育所において保育する。 (児童家庭課) |
| 保育対策等促進事業の促進 | 地域の実情や就業形態の多様化などによるさまざまな保育ニーズに対応するため、下記の事業の促進を図る。 ・特定保育 ・休日・夜間保育 ・病児・病後児保育事業 ・家庭的保育事業 等 (児童家庭課) |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子育てと仕事を両立させるため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 (児童家庭課) |
| 児童福祉施設等の職員の産休・療休代替職員の任用(産休等代替職員費補助)の促進 | 児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、県及び国がその所要経費を補助することにより母体の保護又は専心療養の保障を図りつつ、児童等の処遇の正常な実施を確保する。 (児童家庭課) |

| | |
|---|--|
| <p>保育所における保育内容の充実（すこやか保育支援事業）の実施</p> | <p>次代を担う子どもたちがすこやかに育成されるよう、保育所における保育士の充足を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応できる保育を総合的に推進することにより、入所児童の処遇向上及び保育内容の充実を図る。 (児童家庭課)</p> |
| <p>子育て支援活動推進事業（再掲）</p> | <p>保護者に対する教育相談事業、幼児教育に関する各種講座の開催及び地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業を行い、幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)</p> |
| <p>預かり保育推進事業（再掲）</p> | <p>年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 (学事課)</p> |

② 保育サービスの質の向上

【現状と課題】

核家族化の進展、女性の社会進出や保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育サービスへの需要が増加し、さまざまなニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

また、国の「保育所保育指針」や「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」を踏まえた保育士の専門性の向上や質の高い人材確保等、保育サービスの質の向上が必要となっています。

子どもがすこやかに育ち、安心して子どもを生き育てられる環境の整備に向け、保育の質の向上を図る保育所の取組を積極的に支援します。

【施策の方向と具体策】

1 保育所の質の向上を図る保育所の取組みを積極的に支援します。

- ①保育所の職員に対する研修内容の充実を図り、資質や専門性の向上を図ります。
- ②国が定める児童福祉施設最低基準を超えた保育士を加配できるよう支援します。
- ③保育所における保育の特性を生かした保育実践の改善・向上を支援します。
- ④保育所における子どもの健康及び安全の確保のための市町村及び保育所の取組を積極的に支援するとともに、認可外保育施設の指導・監督を行います。

2 保育所等における感染症対策の取組を支援します。

- ①感染症に対する正しい知識や情報提供により、保育所等における感染症の予防に努めます。
- ②感染症の流行に伴う保育所や学校の臨時休業時に、保護者の就労等の都合でやむを得ず保育を必要とする子どもたちの保育が確保できるよう、実施者である市町村等への要請や情報提供等により支援を行います。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|-----------------------------------|--|
| 保育所保育士等研修事業 | 保育所保育士等に対して必要な知識・技術の修得の向上を図るため、各種の研修を実施する。 (児童家庭課) |
| 保育所における保育内容の充実(すこやか保育支援事業)の実施(再掲) | 次代を担う子どもたちがすこやかに育成されるよう、保育所における保育士の充足を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応できる保育を総合的に推進することにより、入所児童の処遇向上及び保育内容の充実を図る。 (児童家庭課) |
| 認可外保育施設の運営指導 | 「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、指導・監督を行う。 (児童家庭課) |

③ 放課後児童クラブ

【現状と課題】

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、就学前児童のみならず昼間保育に欠ける小学校低学年児童が増加しています。平成 21 年 5 月現在で、政令市・中核市を除く千葉県の小学校区における放課後児童クラブ実施率は 90.0%、登録できなかった児童数は 244 人と利用希望に対し受入枠が十分でなく、また、学校や自宅から遠く離れているなどの理由で、すべての希望者を受入れることができない地域があります。

放課後児童クラブは、保護者が安心して就労できるよう支援する施設であるとともに、遊びや生活を通し、異年齢間の助け合いや交流などにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する大切な場所です。

量的拡大を図っていくための施設整備とそれに伴う人材の確保に加え、障害児の受入れや適切な指導員の配置など、質的向上も欠かせないことから、量・質両面からの充実を図っていく必要があります。

(目標の設定)

| 目標項目 | 現状(基準年) | 目標(H26年) |
|-------------|-------------------|----------|
| 放課後児童クラブ設置数 | 561クラブ (H21年度) | 623クラブ |

【施策の方向と具体策】

1 放課後児童クラブの設置を促進し、児童の健全育成を図ります。

- ①待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設を促進するとともに、いわゆる大規模クラブの規模の適正化等を図るためクラブの分割を促進します。
- ②市町村と連携し、保護者のニーズに応じて、障害児を含め、必要なすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を促進します。
- ③利用者のニーズに柔軟に対応し、開設時間の延長等、放課後児童クラブを利用しやすくするための運営体制の拡充を支援します。

2 放課後児童クラブガイドラインを活用し、保育の質の向上を図ります。

- ①平成 19 年 1 月に策定した「千葉県放課後児童クラブガイドライン」の普及啓発に努め、ガイドラインの水準の確保を推進します。
- ②ガイドラインの水準を目指して、放課後児童クラブ指導員の研修を行うことにより、指導員としての基本的知識や障害児に関する専門的知識などを習得する機会を提供し、指導員の資質向上を図ります。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|-------------------|---|
| 放課後児童健全育成事業の促進 | 小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。 (児童家庭課) |
| 小規模放課後児童クラブ補助事業 | 市町村等が実施する放課後児童クラブで、国の補助基準に達しない小規模な放課後児童クラブの運営に係る経費に対し補助を行う。 (児童家庭課) |
| 放課後児童クラブ支援事業 | 市町村が実施する放課後児童クラブへのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障害のある子どもの受入のための指導員確保に必要な経費に対し補助を行う。 (児童家庭課) |
| 放課後児童クラブ指導員研修会の実施 | 放課後児童クラブ指導員の資質向上を図るため研修会を開催する。 (児童家庭課) |
| 児童厚生施設等整備事業 | (放課後児童クラブ室単独設置分) 就労等により昼間保護者のいない家庭で、主に小学校低学年児童(放課後児童)の健全育成の場やその他子育て支援事業の拠点を確保するため、市町村等が行う放課後児童クラブ単独設置整備費に対し補助を行う。 (児童家庭課) |
| 放課後子ども環境整備事業 | 市町村等が、放課後児童健全育成事業を新たに実施するために行う小学校の余裕教室等の施設改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行うとともに、障害のある子どもを受入れるために必要な改修、設備の整備等に係る経費に対し補助を行う。 (児童家庭課) |

2 みんなと楽しく遊びたい

子どもたちが、自然や文化とふれあいながら、自分たちの思いどおり、みんなで楽しく遊ぶことができる環境づくりを目指します。

(1) 群れの再生と自然や文化とのふれあい ～子どもの遊び場づくり～

(基本的な考え方)

子どものころに経験する遊びや、自然や文化とふれあう体験は、子どもが人間としての社会性や情感を身につけるために欠くことのできないプロセスです。一昔前は当たり前のように目にした子どもたちの群れ遊びの再生を図ります。

① 子どものコミュニケーション（群れ）の再生

【現状と課題】

私たちの生活は、物質的な豊かさや利便性が向上しましたが、家庭においては少子化や核家族化などにより、兄弟姉妹が切磋琢磨したり、祖父母から学ぶなどといった生活体験の機会が減少してきています。

また、現代の子どもの遊びは、テレビゲーム等による室内遊びの増加により、バーチャルな疑似体験や間接体験が増え、様々な年齢の子どもたちが身近な場所で集い、日常的に群れて遊ぶ機会が減少しています。

このことにより、子どもから子どもへと伝えられる遊び文化の継承が途絶えるとともに、子ども同士の遊びの中から人と人との付き合い方を学ぶ等の体験が不足し、社会性やコミュニケーション能力の不足している子どもが増加する傾向にあります。

(目標の設定)

| 目標項目 | 現状(基準年) | 目標(H26年) |
|--------|-------------------|----------|
| 児童館設置数 | 8 2か所 (H21 年度) | 8 4か所 |

【施策の方向と具体策】

1 様々な年齢の子どもたちが身近に集い、子ども自身の力で遊びを創っていきけるような、群れ遊び（時間・空間・仲間）の再生を支援します。

- ①子どもたちが自主性・創造性を発揮して、子ども独自の遊び文化を伝承できるような、多様な社会体験の場を確保することにより、子どものコミュニケーション能力と生きる力の育成を図ります。
- ②住民活動などを中心とした地域での自主的な取組を促進するために、子育て支援活動に関する講座研修の開催や、先進的取組事例に関する情報提供等の広報等を進め、子どもの遊び場づくりに関する地域の取組を支援します。
- ③遊びの場所を整備するとともに、遊びを教える人材の確保・育成を図ります。

④地域における遊び場として、児童遊園、児童館、児童センターの整備を促進します。

2 プレーパークの普及・啓発に努めます。

①子どもが自主性・創造性を発揮し、バーチャルでない本物の体験ができる場として、地域住民や民間団体が運営するプレーパークの活動を推進するとともに、研修や広報活動を通して、プレーパークの普及・啓発に努めます。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|-----------------------------|---|
| 児童厚生施設等整備事業の推進(再掲) | (児童館・児童センター) 都市化、核家族化の進展等による児童を取り巻く環境変化、さらに子ども数の減少、遊び場の不足、交通事故の増加等、家族や地域における児童健全上憂慮すべき事態が生じている。これらの問題に対処するため、児童の健全育成の拠点となる児童館を配備し、健全な遊びを通じて児童の集団及び個別的指導を行う。 (児童家庭課) |
| 民間児童厚生施設(児童館・児童センター)活動事業の推進 | 民間の児童館及び児童センターの活動の充実を図ることにより、児童福祉の増進に資することを目的とした活動事業費の補助を行う。 (児童家庭課) |
| プレーパークの推進 | 既存の与えられた公園等ではなく、子どもたちが創造力を生かし、自分達の責任で自由に遊ぶことのできる遊び場としてプレーパークの設置を推進する。 (児童家庭課) |
| 自然体験リーダーの養成 | プレーパークで子どもたちの指導者となるプレーリーダーを養成する。 (児童家庭課) |

② 自然や文化とのふれあい

【現状と課題】

子どもの頃から自然にふれることは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上でとても重要なことです。しかし、都市部で暮らす子どもたちは、家の近くに、土や樹木や動植物など本物の自然にふれることのできる場所が少なくなってしまったため、自然との接し方を知らず、外遊びを嫌がる傾向もみられます。

都市部の公園は、管理上の規制が多く（草花をむしってはだめ、実を食べてはだめ、虫を捕ってはだめ、池に入ってはだめなど）、子どもたちが自然にふれる場所とはなりにくい状況にあります。

また、子どもの頃に、住んでいる地域やわが国の文化について知ることは、人間社会の知恵を次世代に伝える意味からも重要なことです。地域活動の中で、地域の伝統文化を伝える等の試みも行われているところですが、先人から受け継がれてきた文化や伝統を後世に継承していくとともに、地域社会の中で積極的に活用し、生かしていくことも、重要な課題です。

【施策の方向と具体策】

1 子どもが自然から多くのことを学べるように、自然とふれあえる場を確保します。

- ①子どもたちが自然の力を感じ、自然から学べるように、自然空間を意識的に都市内部・周辺に残すようにします。
- ②デイキャンプなど、自然の中での生活体験を通して自然を学ぶため、里山などの自然を利用した体験学習や水辺で遊べる場等の提供に努めます。
- ③自然と触れ合う場所を確保するため、ボランティア等による里山、雑木林等の整備を支援します。

2 子どもが地域の文化や伝統を理解し、豊かな情操や人間性などを身に付けるために、文化とふれあう機会の確保に努めます。

- ①子どもたちが遊びの中から地域の文化を学べるような機会をつくります。
- ②子どもたちが芸術・文化活動を行うための環境を整備するとともに、自然や歴史の中で培われてきた伝統文化にふれる機会を充実します。
- ③文化財保護や芸術文化活動等を通じて個性ある地域文化を創造していくことに努めます。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|----------------------|---|
| 県民の森事業の実施 | 県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。 (森林課) |
| 千葉県少年少女オーケストラ育成事業の実施 | 21世紀を担う少年少女の豊かな音楽活動の促進とオーケストラの普及を目的として、10歳から20歳の少年少女を団員として設立された千葉県少年少女オーケストラの育成を図る。 (県民活動・文化課) |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>伝統芸能ふれあい体験事業</p> | <p>能・歌舞伎・邦楽等の伝統的な芸術文化を鑑賞し、かつ体験することで、若者の伝統芸能への関心を促し、保存継承への道しるべとする。 (県民活動・文化課)</p> |
| <p>プロに学ぼう「器楽クリニック」</p> | <p>県内の小・中学校の児童・生徒を対象に、ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉及び千葉県三曲協会による楽器の指導を行い、音楽芸術の普及・振興と後継者の育成を図る。 (県民活動・文化課)</p> |
| <p>千葉フィールドミュージアム事業</p> | <p>県内の多様な自然と文化に直接ふれあいながら、総合的に体験し、郷土の自然と文化を再認識し、自然と文化の多様性の保全や環境を維持し生活する方法の継承につなげる。 (教育庁文化財課)</p> |

3 安心して子育てができる環境をつくりたい

豊かな自然・美しい景観に囲まれて、安心して子育てができ、安全に生活できる環境づくりを目指します。

(1) 生活環境の整備

～子育てバリアフリー・子どもの安全の確保～

(基本的考え方)

豊かな自然・美しい景観に囲まれて、子どもや高齢者、障害者をはじめ誰もが安心して生活し、自らの意思で行動し、意欲や能力に応じて積極的に社会参加できるよう、日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いたまちづくりを推進します。

① 居住環境の整備を進めるために

【現状と課題】

子育て世代にとって、子育てに必要な部屋数や広さを持ち、子どもの特徴や動きに適した良質な住宅を持つことは、費用負担の面などから容易なことではありません。

子育て世帯が住みなれた地域・環境の中で、安心して住宅を確保することが可能となるような仕組みづくりが必要です。

一方、まちづくりにおいては、地域の実情に合わせ、保育所、教育施設、公園、遊び場等の子育て支援施設を一体的に整備するとともに、自然環境に配慮することで、次世代に豊かな自然を残し、地域文化を伝えていかなければなりません。また、子どもが自然にふれあい、自分達で遊びを創造し、のびのびと野性的に活動できる場所の確保や、民間の取組みに対する支援、さらには地域の様々な年代の人とのふれあいを通じて地域文化を継承していくことのできる、多世代が集える場所の確保や整備などが必要です。

【施策の方向と具体策】

1 すべての世帯が、安全で、安心でき、ゆとりある住居を確保できるよう整備します。

- ①経済的負担が大きい子育て世帯が安心して住宅を確保できるよう、低廉な家賃の公的賃貸住宅の供給促進に努めます。
- ②住宅に関する情報を広く提供し、子どもの特徴等に適した住宅を探しやすくします。

2 子育て、子どものためのまちづくりを推進します。

- ①ユニバーサルなまちづくりを推進します。
- ②自然に触れ合い、のびのびと活動できる場を整備します。
- ③公共機関に子育て中の親や子どもの息抜きスペースをつくります。
- ④多世代が交流できる拠点を整備します。
- ⑤保育所や学校の耐震化を推進します。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|-------------------------|---|
| 公営住宅等の整備推進 | 住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 また、公営住宅の建替え等の際に、余剰地を活用して保育所等の整備を行うなど、子育てしやすい居住環境形成に努める。(住宅課) |
| あんしん賃貸支援事業 | 家賃支払い能力のある高齢者・障害者・外国人・子育て世帯に対する民間家賃住宅で不当な入居拒否を解消するため、住まい探しの相談を受け付ける不動産店、入居を受入れる住宅、並びに入居前及び入居後に利用できる支援の情報を提供する。(住宅課) |
| 住宅に関する情報提供の推進 | 「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。また、インターネットの公共賃貸住宅の検索サイトに県営住宅や特定優良賃貸住宅等の情報提供を行う。(住宅課) |
| 県営住宅における子育て世帯・多子世帯の優遇措置 | 子育て世帯の入居資格について緩和するとともに、多子世帯については、入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。(住宅課) |
| 建築物におけるユニバーサルデザインの推進 | 県民一人ひとりが快適で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」を活用した普及啓発、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の表彰や事例の情報提供等を行う。(建築指導課) |
| 保育所の耐震化の推進 | 私立保育所の改築や大規模修繕による耐震化整備費に対して助成し、保育所の耐震化整備を促進する。(児童家庭課) |
| 学校の耐震化の推進 | 学校は児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であり、災害発生時には地域住民の避難場所となる重要な施設であるため、特に緊急度の高いものから優先して、県立学校の校舎等の耐震化を進める。(教育庁財務施設課) |

② バリアフリーを進めるために

【現状と課題】

これまでのバリアフリー化というと、主に障害者や高齢者を対象とした施策が中心でした。それにより、子どもや子育て中の親のニーズもかなりの部分がカバーされてきましたが、これからは、子どもや子育て中の親などに特有のニーズを踏まえたバリアフリー化を推進する視点が不可欠です。

平成21年に県が実施した子育てアンケートでは、「歩道が狭くガタガタしていたり、駅にエレベーターがないため、ベビーカーでの移動が困難」という意見をはじめ、子育てバリアフリーの推進を求める声が数多くありました。

こうしたバリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、子どもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要です。

(目標の設定)

| 目標項目 | 現状(基準年) | 目標(H26年) |
|------------------|----------------------|-----------|
| ちばバリアフリーマップ掲載施設数 | 1 6 3 7か所 (H20年度) | 1 8 1 7か所 |

【施策の方向と具体策】

1 バリアフリー化のための整備を推進します。

- ①学校、公民館、公園など公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- ②歩道、自転車歩行者道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、バリアフリー化を図ります。
- ③安全な通学路の整備を推進します。
- ④生活道路における通過車両の進入速度の規制や大型車両の通行禁止など、安全な歩行空間を確保します。
- ⑤歩行者と車両の通行を分離する歩車分離式信号、スクランブル交差点の運用を推進します。
- ⑥トイレにオムツ替ベッドやベビーチェアの設置を促進します。

2 各種バリアフリー施設の情報提供を行います。

- ①各種バリアフリー施設の情報提供を充実します。

3 バリアフリー化の取組に対して支援します。

- ①バリアフリー化に係る費用の助成を充実します。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|---------------------------|--|
| 公共交通機関等のバリアフリー化の推進 | 公共交通機関等のバリアフリー化のため、妊産婦を含め高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用できるよう鉄道やバス等の環境整備を支援する。 (交通計画課) |
| 歩道及び自転車歩行者道の整備と電線類の地中化の推進 | 歩行者の安全を確保するため、歩道や自転車歩行者道を必要に応じて整備する。歩道の整備にあたっては、歩道と車道の段差を縮小する等、バリアフリー新法に対応した施工を実施する。 また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地中化することによりバリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。 (道路環境課) |
| 交通安全施設等整備事業 | 県下20か所の「あんしん歩行エリア」において、信号機、光ビーコン等の交通安全施設等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進し、エリア内の交通事故発生の抑止を図る。 (県警交通規制課) |
| 福祉のまちづくり条例の整備基準適合への指導 | 福祉のまちづくり条例に基づき、公益施設等への整備基準適合への指導を行う。 (健康福祉指導課・建築指導課) |
| ちばバリアフリーマップの充実 | 高齢者や障害者等の外出時の不安を取り除き、活動の幅を広げる上で重要となる駐車場やトイレなどのバリアフリー情報の充実を図る。 (健康福祉指導課) |

③ 安全の確保のために

【現状と課題】

都市化の進展による地域社会の一体感・連帯意識の希薄化、規範意識の低下など、私たちを取り巻く様々な社会や経済情勢の変化を背景に、犯罪や交通事故の被害者となる子どもが後を絶たない状況であり、犯罪は減少しているにもかかわらず、県民の体感治安の改善には至っていません。

犯罪や交通事故を防止し、県民が安心して暮らせる生活空間を回復していくためには、警察に頼るだけではなく、県・市町村、事業者、県民等がそれぞれの役割を適切に分担するとともに、協働して地域の安全対策を講じ、犯罪や交通事故の機会を減らすための環境整備等の施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

また、安全の確保のためには、地震や災害の発生時に備えた、防災対策も重要です。

【施策の方向と具体策】

1 安心して歩ける道、遊べる場所を整備します。

- ①通学路、公園等における防犯設備の整備を推進します。
- ②道路、公園、駐車場、駐輪場及び公衆便所、住宅の防犯設備の必要性に関する広報啓発活動を実施します。

2 情報を共有し住民が連携することにより、地域の安全確保を推進します。

- ①犯罪情報、不審者情報等の子どもの安全に係る情報を提供します。
- ②郵便・新聞配達、運送業者、消防団など業務を通じて地域を巡回している人たちが、周囲を警戒し不審者等を発見した時は、速やかに通報してもらうなどの防犯ネットワークの構築等、関係機関・団体と協働した活動を推進します。
- ③地域住民などで組織する、防犯ボランティア団体が行う各種活動の支援と活性化を図るとともに、新たな防犯ボランティア団体の結成を促進します。
- ④すべての小学生が防犯意識や必要な知識、技能を取得するための学習を推進します。
- ⑤子ども、学校関係者、地域住民が参加する実践的・効果的な交通安全教育や防災訓練等を、関係機関が連携して実施し、安全に関する情報の提供や安全意識を高めます。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|-------------------------------|--|
| 歩道及び自転車歩行者道の整備と電線類の地中化の推進(再掲) | 歩行者の安全を確保するため、歩道や自転車歩行者道を必要に応じて整備する。歩道の整備にあたっては、歩道と車道の段差を縮小する等、バリアフリー新法に対応した施工を実施する。 また、歩道等における歩行の障害となる電線類を地中化することによりバリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。(道路環境課) |
| 交通安全施設等整備事業(再掲) | 県下20か所の「あんしん歩行エリア」において、信号機、光ビーコン等の交通安全施設等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進し、エリア内の交通事故発生を抑止を図る。(県警交通規制課) |

| | |
|--------------------------------|--|
| 犯罪情報等の提供 | 地域住民に対して、犯罪の発生状況や、被害を防止するために必要な防犯情報等を適切に提供し、自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、その促進を図る。 (県警生活安全総務課) |
| 出前防犯講話による犯罪等の防止に配慮した環境設計の推進 | 自治会、マンション等の会合などあらゆる機会に直接出向き、地域住民に対して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図る。 (県警生活安全総務課) |
| 関係機関・団体等との防犯ネットワークの構築の推進 | 郵便・新聞配達、運送業者、消防団など業務を通じて地域を巡回している人たちが、周囲を警戒し不審者等を発見した時は、速やかに警察に通報してもらうなどの防犯ネットワークの構築を推進し、協働した活動を進める。 (県警生活安全総務課) |
| 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講話等の推進 | 学校等と協働した不審者侵入事案の対応訓練、また、子どもに対する被害防止方法にかかる講話を推進し、子どもの自主防犯意識の高揚を図り被害の未然防止を図る。 (県警生活安全総務課) |
| 学校等とのネットワークを構築し、速やかな不審者情報等の提供 | 学校等と協働し、ファックスやメールなどによる警察と学校を結ぶネットワークを構築し、速やかな不審者情報等の提供を図る。 (県警生活安全総務課) |
| 防犯に配慮した住宅の普及 | 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」の普及を図る。 (住宅課) |
| 交通安全教育モデル事業 | 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校からモデル校を選定し、園児、児童、生徒、教職員、地域の関係者等が参加して、実践的な交通安全教育を行う。 (生活・交通安全課) |
| 幼児交通安全教育推進事業 | 幼児の交通安全教育指導者の育成を図るため、幼稚園・保育所の先生や幼児交通安全クラブ（ベコちゃんクラブ）のリーダー、交通安全関係者等を対象に実践的・専門的な研修を実施するとともに、ベコちゃんクラブの育成を図る。 (生活・交通安全課) |

④ 自然や景観を次世代に残す

【現状と課題】

子どもたちが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらに触れ合いながら成長していくことは、重要なことです。

しかしながら、経済発展を成し遂げた一方で、公害や産業廃棄物の不法投棄等により自然破壊が進み、美しい景観が損なわれています。

そこで、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 自然環境・景観の保全・再生を推進します。

- ①森林の整備と里山の再生を推進します。
- ②水辺空間の保全、再生を推進します。
- ③農地の保全に努めます。
- ④景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。
- ⑤街並みの保全について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。

| 事業名 | 事業の内容(担当課) |
|-------------------|--|
| 県民の森事業の実施 (再掲) | 県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。 (森林課) |
| 里山の保全整備の推進 | 間伐等の適正な実施、病害虫の防除、無立木地の速やかな森林への復旧、里山の整備と利活用等への支援を図る。 (森林課) |
| 河川環境の整備と保全の推進 | 水質の悪化が著しい河川・湖沼等について流水の直接浄化や底泥の浚渫等を推進する。また、水辺空間や歴史的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を市町村と連携して取り組む。 (河川環境課) |
| 海岸整備の推進 | 自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。 (河川整備課) |
| 良好な景観形成の推進 | 良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう支援する。 (公園緑地課) |